

【資料2】

鹿児島県内水面
漁場管理委員会資料
令和7年12月5日

【議題2】

漁業法第90条に基づく資源管理の状況等の報告について
(報告)

漁業法第 90 条に基づく資源管理の状況等の報告について

1 資源管理の状況等の報告

- ・漁業権者は、1年に1回以上、当該漁場の活用状況等を知事に報告しなければならない（漁業法第 90 条第 1 項）。
- ・知事は、海区漁業調整委員会（内水面漁場管理委員会）に対し報告を受けた事項について報告をする（同条第 2 項）。

2 報告の内容（法令で定められている事項）

- ・漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況（法律）
- ・漁場の活用の状況（法律）
- ・漁業権の種類及び免許番号（省令）
- ・報告の対象となる期間（省令）
- ・資源管理に関する取組の実施状況（省令）
- ・操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況（省令）
- ・団体漁業権（共同漁業権及び漁協に免許している区画漁業権）にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況（省令）
- ・その他必要な事項（省令）

※ 法令においては報告事項が定められており、様式の定めはない。

3 今回報告を求めた内容

（1）報告対象

県内の全ての漁業権者

（2）報告対象の期間

各漁業権者における直近の事業年度（12か月間）

（3）報告様式

当課作成様式にて報告（報告様式は水産庁様式例を基に作成）

（4）提出依頼

令和 7 年 4 月 9 日

（5）提出期限

令和 7 年 7 月 18 日

資源管理状況等の報告について（漁業法第90条関係）

報告年度：令和6年度

漁業権者	漁場番号 (鹿内共)	組合員行 使権者数	資源管理状況等			漁場の 活用 状況	漁獲量 (t)	漁獲金額 (千円)	遊漁券 発行
			行使規 則取組 実績	資源維持、増殖 等取り組み	その他の取組				
			①カワウ対策 ②外来魚対策 ③産卵場保全・産卵床設置 ④石倉設置 ⑤その他			○：活用 ×：非活用 △：休止など	ア：漁業権対象種毎記載あり イ：記載なし（報告困難）		
広瀬川	1	256	○	①, ②	—	○	ア	イ	有
高尾野内水面	2	33	○	①, ③	体験放流 河川清掃 植栽	○	ア	イ	有
高松川	3	23	○	①	—	○	ア	イ	無
川内川	4, 5	529	○	②, ③	環境学習 体験放流	○	ア	ア	有
川内市内水面	4, 5, 7	141	○	⑤ うなぎの遡上調査	河川清掃 体験放流	○	ア	ア	有
川内川上流	5, 6	94	○	①, ②	河川清掃 体験放流	○	ア	イ	有
川辺広瀬川	8	38	○	③	河川清掃 体験放流	○	イ	イ	有
甲突川	9	30	○	①, ②, ③, ④	河川清掃	○	ア	イ	有
思川	10	32	○	—	体験放流	○	ア	イ	有
別府川	11	136	○	①, ③	河川清掃	○	イ	イ	有
網掛川	12	40	○	—	体験放流	○	イ	イ	有
日当山天降川	13	29	○	—	河川清掃 体験放流	○	ア	ア	有
松永	13	40	○	—	河川清掃	○	イ	イ	有
手篠川	13	31	○	—	—	○	イ	イ	無
検校川	14	60	○	①	河川清掃 体験放流	○	イ	イ	有
安楽川	15	36	○	①, ③	河川清掃	○	イ	イ	有

(区画)

資源管理の状況等の報告（R6年度）

漁業権者	漁場番号 (鹿内特)	組合員行 使権者数 (延数)	免許台数 (台)	行使台数 (行使量)	資源管理状況等		生産量 (t)	生産額 (千円)
					行使規則 取組実績	その他の 取組		
有限会社 尾下養魚場	魚	1	—	こい 31台 ふな 4台	こい 31台 ふな 4台	○	※	※

※未公表（報告あり）

- ①漁場改善計画に基づく漁場環境調査・モニタリング
- ②適正養殖の取組・漁場管理
- ③漁場周辺の清掃活動
- ④体験学習・出前授業等

漁業法（昭和 24 年 12 月 15 日）（法律第 267 号）（抜粋）

（資源管理の状況等の報告）

第 90 条 漁業権者は、農林水産省令で定めるところにより、その有する漁業権の内容たる漁業における資源管理の状況、漁場の活用の状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、第 26 条第 1 項又は第 30 条第 1 項の規定により都道府県知事に報告した事項については、この限りでない。

2 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、海区漁業調整委員会に対し、前項の規定により報告を受けた事項について必要な報告をするものとする。

（指導及び勧告）

第 91 条 都道府県知事は、漁業権者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該漁業権者に対して、漁場の適切かつ有効な活用を図るために必要な措置を講ずべきことを指導するものとする。

- 1 漁場を適切に利用しないことにより、他の漁業者が営む漁業の生産活動に支障を及ぼし、又は海洋環境の悪化を引き起こしているとき。
- 2 合理的な理由がないにもかかわらず漁場の一部を利用していないとき。
- 2 都道府県知事は、前項の規定により指導した者が、その指導に従っていないと認めるときは、その者に対して、当該指導に係る措置を講ずべきことを勧告するものとする。
- 3 前 2 項の規定により指導し、又は勧告しようとするときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

（報告徴収等）

第 176 条 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、漁業に関して必要な報告を徴し、又は当該職員をして漁場、船舶、事業場若しくは事務所に臨んでその状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

- 2 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律又はこの法律に基づく命令に規定する事項を処理するために必要があると認めるときは、当該職員をして他人の土地に立ち入って、測量し、検査し、又は測量若しくは検査の障害となる物を移転し、若しくは除去させることができる。
- 3 前二項の規定により当該職員がその職務を行う場合には、その身分を証明する証票を携帯し、要求があるときはこれを提示しなければならない。

漁業法施行規則（昭和 25 年農林省令第 16 号）

（資源管理の状況等の報告）

第 28 条 法第 90 条第 1 項の規定による報告は、当該都道府県知事が定める方法により、1 年に 1 回以上、当該都道府県知事の定める日までに行うものとする。

2 法第 90 条第 1 項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

- 1 漁業権の種類及び免許番号
- 2 報告の対象となる期間
- 3 資源管理に関する取組の実施状況
- 4 操業日数、漁獲量その他の漁場の活用の状況
- 5 団体漁業権にあっては、組合員行使権者の数及び組合員行使権の行使の状況
- 6 その他必要な事項

3 法第 90 条第 2 項の規定による海区漁業調整委員会への報告は、前項の報告に係る事項に関する意見を付して、1 年に 1 回以上行うものとする。